

他団体への加入・脱退に関し理事会の議決事項とする範囲決定の件

1. 提案趣旨

定款第 56 条（総代会の議決事項）第 2 項に基づいて、他団体への加入・脱退に関し理事会の議決事項とする範囲を定めます。

参考： 定款第 56 条（総代会の議決事項）

この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総代会の議決を経なければならない。

（7）連合会及び他の団体への加入又は脱退

2 この組合は、第 3 条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総代会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。

生協の事業や活動を発展させていく上で、有益な他団体に協力・加入していくことは大切なことです。そして、日々めまぐるしく変化する情勢において、これら他団体との関係をすべて総代会で議決しては、業務が停滞したり他団体との友好関係を欠いたりする場合も生じ得ます。このような弊害を避けるため、一定の範囲で理事会にて判断できるよう、その範囲を定めるものです。

2. 理事会の議決事項とする範囲

次のいずれにも該当する他団体（ただし、生協法に基づく生活協同組合連合会を除く）への加入・脱退を理事会の議決事項とします。

1）定款第 3 条各号に掲げる事業を行うため必要と認められる

2）出資・加入金が 200 万円以下であり、会費が年額 80 万円以下である

1 加入した後に増資すること等により 2）の範囲を超えることになる場合は、その増資をする際等に総代会での議決を必要とします。

2 他団体には子会社・関連会社を含みます。

3 生協法に基づく生活協同組合連合会への加入等は、出資・加入金等にかかわらず総代会の議決事項です。

以上